

する方針をたて、宮崎県にて年間約二千万円の水利使用料の增收の段階にあり、更に研究と接觸を重ね、昭和29年1月15日治山治水対策に関する同学の士の意見書第3項に財政的措置に関する事項に受益者に目的

税を負担せしめる件も述べられているが「進まぬ治山治水事業」推進の一策として、林業経営者側からの私見を次期に検討発表せんとするものであります。

55. 原野造林に関する一考察

九大農学部 塩谷勉・黒田迪夫・安永朝海

1. 阿蘇・九重の高原地帯を中心とする熊本・大分両県（中九州）は、北の福岡・佐賀・長崎の三県（北九州）や南の鹿児島・宮崎両県（南九州）の中間にあって自然的には勿論、林業経済上きわめて特異な地域を形成している。即ちこの地域は大面積の原野が広汎にひらけ、それだけに育成型林業展開への可能性を内包しているにも拘わらず、農民的共同体的林野がなお広く残存しており、人工造林地の面積は相対的に低い。これは特に熊本県と大分県の県境附近にある熊本県阿蘇郡、大分県玖珠郡及び直入郡のいわゆる阿蘇特定地域についてはなほだしく、ここでは牧野、採草地を含む原野は農業経営上不可欠の要素として農業と密接な関連を保つている。

一般に耕種農業の原野への依存度は、それが生産力の低い段階にあればある程強いものであるが、金肥の導入、農業の機械化等生産力を構成する諸要素の変化発展につれてその結びつきが弱まり、必然的に牧野の縮少解体をもたらす。一方林産物価格の急激な上昇は、以上の過程と関連して牧野の縮少→人工造林の増加という方向をうみ出す。以上の関係を考えれば、今なお放牧と火入によつて代表されるあまりにも粗放的な利用に委ねられた牧野が大きな比重を占め、人工林造成が進んでいないということは、とりもなおさずこの地域における農業発展の後進性を物語るものである。逆にいえばこの地域における原野造林をはばむものは、先ず第一に牧野の粗放的な利用を中心とした低い農業生産力にあるといえよう。この地域の農業が肥料基盤を広大な牧野に置き農業労働の大きな部分を役牛に依存している低い段階にある限り原野造林の急速な展開はなかなか望み難い。

2. 次にそれでは、農業と関連した牧野の粗放的な利用が改善され、牧野の縮少が達成されれば、ただちに造林が進むかといふと、必ずしもそうではない。原野造林をはばむ第二の要因は資本の不足である。この地域の産業の基幹となるべき農業は非常に生産力の低いものであり、生活水準を最低ぎりぎりの線まで引下

げてもなお多くの余剰を生じ得ない程に低い。農民が過重な採草労働を含む農業労働の一部分をさいて自家労力による造林を行つたとしても、造林地の拡大に多くを望むことは出来ない。

3. 第三に土地所有の問題である。牧野特に放牧地は表面的には公有、即ち町村有林野が多いが、実質的には部落による古い入会利用の慣行が残されているところが多い。このような林野は、たとえ畜産的利用に余裕が生じ、又例えれば外部の資本が導入されて資本不足の問題が解決され得るとしても、権利関係が複雑であり、直接個人の利益とならないため容易に造林を行おうとしないのが普通である。熊本県の波野村では耕地の原野依存度が薄いわけでではないのに、早くから牧野の私有化が行われたため造林が進んでいる事実は、造林の進展において所有形態が大きな要素をなすことを示している。

以上(1)畜産との競合、しかもその牧野が基幹産業である農業と切つても切れない関係にあり、粗放的な利用しかなされていないこと、(2)資本の不足、(3)土地所有形態の問題の三点について、これらが原野造林をはばむ大きな要因となつてゐることをみたが、これらの矛盾を解決して原野造林が徐々ではあるが進展していくことも事実である。

先ず第一の畜産との競合については耕種農業における独自の地力維持方法の導入によつて牧野が不斷に縮少され造林が進んでいる。牧野自体の施肥、草種改良による草生量の増大も考えられるが、これは現在のところ実験的な段階にある。第二に資本の不足はこの地域の主要産業である農業の生産力と関連するので早急に解決は困難であるが、村外の個人資本や公共資本の導入によつて解決される。但し前者の場合は土地所有権も同時に消失してしまい、村内に大森林はあるが村民がその恩恵にあづかる部分といえば勞賃所得だけという実情は大きな問題であろう。第三に土地所有の点については、古くからの共同体的利用の慣行は容易に抜けがたく、部落有林野統一も形式上のものが多く大

部分は実質部落有であるが、逆に部落民が自由に入り込んでいたものから割合を行なうようになり、漸次その年限が延長されて個人有化される傾向はある。これを個人分割まで持つていけば小規模ながら原野造林が進むことは考えられ、現に熊本県豊山村では行われているが、これは少数者の手に集中される危険があり、農民の経済力と関連して慎重に行われる必要がある。実際には国や県との分収造林として公有地をそのまま提供する方法がとられることが多い。これは国或

いは県との分収の残りを更に町村と関係部落とが分収するもので、分収歩合等に関連して実際の運営上むずかしい問題を含んでいるが、安全確実な方法であろう。

要するに阿蘇特定地域における原野造林はその具体的方法についてはともかく、畜産を含む農業の集約化と外部資本の導入という二本の足によつて推進されると考えられる。

56. 飲肥藩における林産物専売制

九大農学部 塩谷 勉・鷲尾 良司

専売制度とは正しく藩営専売仕法と称され、藩が財政収入をあげる目的を以て一定種類の商品の販売を独占することである。

まず藩が財政収入をあげるために林産物専売制を採用するに至る事情をみよう。

徳川中期以降商品・貨幣経済の発展は自然経済を基底とする封建体制の基礎をほりくずしていく。飲肥藩においては内部編成の紐帶が強固であつたため、つまり領主と農民との対抗関係において領主権力が圧倒的に強大であつたため、生産者による富の蓄積がなされず、それに対し領主的に対応する形態をとつた。これは領主（藩）が自己否定的な商品経済に自己を適応させることによつて自己を維持しようとするものであつた。藩ではそのための経済政策の一環として領内の国産を奨励し財政収入の源を保持しようと計つた。一方、より救済の効果を確実にするために、藩が直接或いは間接に国産の流通過程に浮動し來り、権力をバックに商人を排除し或いは利用して流通過程でもたらされる利益を独占的に取得しようとして専売制を採用するに至つた。末期には御用木、紙（楮）、椎茸等の林産物がその対象となつた。

ついで獲得の方法、販売の方法等専売の仕法を個別にみてゆこう。

木 材

輸出の山産物においては他の各種の営業株と同様山株人を定め、山株人に請負わせて製出させた。山株人が請負う場合は入札によつて落札したものが従事したとみられる。又一定村の百姓が請負う場合もあつた。即ち落札者となつた今町の外山才蔵が帆柱四本の内三本を川床まで出しかねていた際、吉野方村、下酒谷村

の百姓が請負い、川床まで引出している。杣出し過程において藩役人は運搬の方法、運賃の決定方法さては「心付け」に至るまで大小となく関与した。

領内での販売は割場役人が杉の榀、末木、丸太などを取出しておき役所で値掛にして諸士に売渡した。領外移出の販売は、山株人にて製出した産物を津着の上、相当代価を以て藩庁にて買取め、一手に輸出した。販路は主に大坂、兵庫附近であつた。材木売には倉屋敷の役人が館出入の材木問屋を尋ね廻つた。

紙（楮）

藩では資金の欠乏から大坂の両替屋油屋善兵衛に融資を仰ぎ、その資金を以て楮栽培を奨励した。その奨励は藩が資金を借りるための誓約によるものであり、又条件でもあつた。さらに楮皮を買上げ、紙に漉かせ出来た紙を大坂に廻送し、善兵衛の手を得て紙問屋に買却し、その代金を以て古債の返済にあてた。

楮皮の買上げ値段は他藩に比し非常に安かつた。安井息軒の「対富国策」によれば、諸方郡の和泉屋という商人が買入れる値段の三分の一であつたといふ。和泉屋はそれでもなお毎年多額の利を得ることが出来たのは、一つには商いが能率的であつたからである。一方、藩の方は全く非能率的な組織であつた。即ち和泉屋では手代一人で一万貫の紙を商つたが、藩では三千貫のものを80~90人の役人で取扱つた。このように藩では権力の上にあぐらをかいて生産者の犠牲の上に容易に利益を懷にすることが出来たのであつた。

椎 茸

椎茸生産は藩営で行われ、藩は仕込む山を指定して椎茸を作らせ、生産品は厳しい検査のもとに等級を附し